

半田市感染症対策条例を制定しました それぞれの立場で今できることを 考え、行動しましょう

【問合わせ】半田市新型コロナウイルス感染症対策室(保健センター内) ☎ 84-0530

本市では、新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大や、新たな感染症の発生に備え、市民の皆様の生命及び健康を保護し市民生活や地域経済への影響を最小限とするために、市議会からの提案でこの

たび「半田市感染症対策条例」を制定しました。

一人ひとりの自覚と行動が、感染症拡大防止の大きな力になります。それぞれの立場で今できることを考え、行動し、感染症に負けない半田市でありましょう。

半田市感染症対策条例(概要)

目的

市民の生命及び健康を保護し、
並びに市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限とすること。

市の責務

- ◆ 感染症の発生及びまん延を防止するために的確かつ迅速に対策を実施する。
- ◆ 正確かつ最新の情報を収集、整理及び発信する。
- ◆ 風評被害の発生防止に努める。

議会の責務

- ◆ 市と連携し、条例目的達成のための施策に積極的に取り組む。

市民の役割

- ◆ 感染症に関する正しい知識を持ち、感染症の予防、まん延防止に十分に注意を払う。
- ◆ 感染症対策に協力するよう努める。

事業者の役割

- ◆ 感染症に関する正しい知識を持ち、感染症の予防、まん延防止に十分に注意を払う。
- ◆ 管理する施設、場所における感染拡大防止のための措置を講ずる。

不当な差別的取扱等の禁止

- ◆ 何人も、感染症の患者及びその家族、福祉、介護、医療等の従事者に対し、不当な差別や誹謗中傷をしてはならない。
- ◆ 何人も、感染症に関する根拠のない情報、誤った情報による風評被害を発生させてはならない。